



業務改善助成金

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための国の制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POS システム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部が助成されます。

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率				
25円コース	25円以上	1人	25万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 (※2) 生産性要件を満たした場合は 9/10 (※1)				
		2～3人	40万円						
		4～6人	60万円						
		7人以上	80万円						
30円コース	30円以上	1人	30万円			以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 (※2) 生産性要件を満たした場合は 9/10 (※1)		
		2～3人	50万円						
		4～6人	70万円						
		7人以上	100万円						
60円コース	60円以上	1人	60万円		以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下			【事業場内最低賃金850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5 (※1)	
		2～3人	90万円						
		4～6人	150万円						
		7人以上	230万円						
90円コース	90円以上	1人	90万円				以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下		【事業場内最低賃金850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5 (※1)
		2～3人	150万円						
		4～6人	270万円						
		7人以上	450万円						

【支給の要件】

1 賃金引上計画を策定すること

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる（就業規則等に規定）

2 引上げ後の賃金額を支払うこと

3 生産性向上に資する機器・設備などを導入することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと

※ (1) 単なる経費削減のための経費、(2) 職場環境を改善するための経費、(3) 通常の事業活動に伴う経費は除きます。

4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと など

その他、申請に当たって必要な書類があります。

【助成額】

申請コースごとに定める引上げ額以上、事業場内最低賃金を引き上げた場合、生産性向上のための設備投資等にかかった費用に助成率を乗じて算出した額を助成されます（千円未満端数切り捨て）。なお、申請コースごとに、助成対象事業場、引上げ額、助成率、引き上げる労働者数、助成の上限額が定められていますので、ご注意ください。

詳しくは、下記の URL または QR コードより、厚生労働省のホームページよりご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudo ukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

